令 和 ８ 年 11月 ２ 日
練馬区人事戦略担当部
人　材　育　成　課

令和９年度練馬区新規採用職員研修等実施委託にかかるプロポーザル募集要領

１　目的

本要領は、「令和９年度練馬区新規採用職員研修等実施委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

２　業務概要

(1)　件　　名　　令和９年度練馬区新規採用職員研修等実施委託
(2)　履行期間　　令和９年４月１日（木）から令和９年12月28日（火）まで
(3)　履行場所　　練馬区職員研修所（練馬区豊玉北五丁目27番２号）２階研修室
　　練馬区役所（練馬区豊玉北六丁目12番１号）19階会議室　他
(4)　業務内容　　「基本仕様書」（別紙１）および「各研修詳細仕様」（別紙２）による
(5)　概算経費　　5,649,000円（税込）
※　概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

３　参加資格および欠格条項

３－１　参加資格

令和５年度から令和７年度までの間に、国または地方公共団体の職員を対象とした研修実施委託の受託実績があること。

３－２　欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項（同令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
(2)　提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
(3)　「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
(4)　法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者。
(5)　経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項に基づき更正手続開

始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

４　選定方法

４－１　日程（予定）

(1)	募集開始	令和８年11月２日（月）
(2)	質問書提出期限	令和８年11月13日（金）
(3)	質問回答日	令和８年11月20日（金）
(4)	参加申込書提出期限	令和８年11月27日（金）
(5)	提案書提出期限	令和８年12月４日（金）
(6)	一次審査（書類審査）結果通知	令和８年12月下旬
(7)	二次審査（プレゼンテーション）	令和９年１月14日（木）
(8)	二次審査結果通知	令和９年１月下旬

４－２　質問回答

募集に関する質問がある場合は、「プロポーザル募集内容等に関する質問書」（様式９）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

(1)　提出期限　　令和８年11月13日（金）午後５時まで（必着）

(2)　提出方法　　担当宛に電子メールで提出すること（電話で到着確認の連絡をすること）。

(3)　回答方法　　令和８年 11 月 20 日(金)までに、電子メールで回答する。なお、質問の回答は、事業者名を伏せた上で参加申込書を提出した全ての事業者に送付する。

(4)　担当部署　　練馬区総務部人材育成課能力開発係
担当：町田　電話（直通）：03-3993-3286
係メール：JINZAI01@city.nerima.tokyo.jp

(5)　注意事項　　提出期限を過ぎて到着した質問および指定の手段・様式以外による質問(FAX、電話等)は一切受け付けないこととする。

４－３　参加申込書および提案書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、下記により参加申込書および提案書等を提出すること。

(1)　参加の申込み

ア　提出期限　　令和８年 11 月 27 日（金）午後５時まで（必着）

イ　提出方法　　担当宛に電子メールで提出すること（電話で到着確認の連絡をすること）。

ウ　提 出 物　　「練馬区新規採用職員研修等実施委託プロポーザル参加申込書」（様式１）

(2)　提案書等の提出

ア　提出期限　　令和８年12月４日（金）午後５時まで（必着）

イ　提出方法　　提出場所に持参すること

※　提出日時について事前に連絡のうえ提出すること。

※　郵送は不可とする。

ウ　提出場所　　練馬区職員研修所　１階事務室

エ　提 出 物　　つぎの書類を提出すること。

No.	提出書類	様式番号	必要部数	
			正本	副本
1	「練馬区新規採用職員研修等実施委託 プロポーザル企画提案書」	様式２	1部	6部
2	「法人（団体）の概要」	様式３	1部	6 部
3	参加資格確認用の契約書の写し	－	1部	6 部
4	「研修運営の基本方針」	様式４	1部	6 部
5	「研修企画書」	様式５	1部	6 部
6	「研修カリキュラム」	様式６	1部	6 部
7	「予定講師概要」	様式７	1部	6 部
8	「見積書」	様式８	1部	6 部
9	「法人登記事項証明書」 ※　提出日から三か月以内に発行されたもの ※　写しでも可	－	1部	１部
10	「納税証明書」 ※　法人税、消費税、法人事業税が確認できるもの	－	1部	１部
11	「直近の決算に係る財務諸表」 ※　貸借対照表および損益計算書	－	1部	１部

オ　そ の 他　(ｱ)　文字サイズは10.5ポイント以上とすること。また、規定ページ数内であれば、記入欄の高さを変えることは可とする。

(ｲ)　「研修カリキュラム」（様式６）については１日単位、「予定講師概要」（様式７）については一人ごとに、それぞれ作成し提出すること。

(ｳ) 提出締切後の企画提案書の差し替えは認めない。

(3)　参加の辞退

参加申込みをした事業者が提案を辞退する場合は、「辞退届」（様式10）を担当宛に電子メールで提出すること（電話で到着確認の連絡をすること）。

４－４　一次審査

参加資格を満たす者について、提案書類に基づき審査を行う。合計点の高い順に３者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和８年12月下旬に書面により通知する予定である。

４－５　二次審査

一次審査を通過した者について、令和９年１月14日（木）に企画提案書等の内容および提案内

容のプレゼンテーションとヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。選考時間は１者あたり35分（プレゼンテーション20分、ヒアリング15分）とする。説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者を含む、３名以内とする。審査結果は令和９年１月下旬に書面により通知する予定である。

４－６　評価項目

「令和９年度練馬区新規採用職員研修等実施委託事業者選定の評価項目」（別紙３）のとおり

５　受託候補者との協議

委託業務の詳細な内容は、受託候補者と区との協議により、決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

６ 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙４）に基づき取扱うものとする。

７ その他事項

(1)　提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
(2)　提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
(3)　審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
(4)　提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
(5)　提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
(6)　提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
(7)　提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
(8)　本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
(9)　本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

８　問合せ先・担当

練馬区人事戦略担当部人材育成課能力開発係　町田

〒176-0012 練馬区豊玉北五丁目27番２号　練馬区職員研修所
電話 03-3993-3286 F A X 03-3993-4137
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ(能力開発係):JINZAI01@city.nerima.tokyo.jp